

市政トピックス

国民健康保険および後期高齢者医療制度のお知らせ

詳細 保険年金課 ☎(32)6418

①子ども・子育て支援分の新設

令和8年度より、国が推進する「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充など、子育て政策を社会全体で支え合うための新しい仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設され、保険税(料)に「子ども・子育て支援分(以下、子ども分)」を上乗せし、納めていただくことになります。なお、この支援金は、国民健康保険や後期高齢者医療制度だけでなく、全ての健康保険に加入している皆さまに広くご負担いただくものです。

②令和8年度 国民健康保険税

区分	①医療分 (医療給付に充てる分)	②後期分 (後期高齢者医療制度を支える分)	③介護分 (介護保険のサービスに充てる分[40~64歳])	④子ども分 (子育て世帯を支える分)
所得割(加入者全員の前年課税所得*1×税率)	8.83%	2.81%	2.23%	0.29%
均等割(加入者一人当たり)	23,000円	8,900円	8,900円	1,100円*2
平等割(一世帯当たり)	29,900円	9,100円	6,900円	1,000円
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円	30,000円

*1 前年課税所得とは、前年総所得から基礎控除(最大43万円)を差し引いた額

*2 18歳未満の子ども分の均等割は、10割軽減

③令和8年度 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出などの動向を踏まえて2年に1度見直されます。

令和8・9年度の保険料率は、医療保険制度を全ての世代で負担能力に応じて公平に支え合うことができるよう、見直しが行われました。

区分	改定前令和7年度	改定後令和8年度	
	医療分(医療給付に充てる分)	医療分(医療給付に充てる分)	子ども分(子育て世帯を支える分)
所得割(前年課税所得*1×税率)	11.79%	11.61%	0.28%
均等割(加入者一人当たり)	52,953円	59,963円	1,364円
賦課限度額	800,000円	850,000円	21,000円

*1 前年課税所得とは、前年総所得から基礎控除(最大43万円)を差し引いた額

④国民健康保険税および後期高齢者医療保険料軽減範囲の拡充

軽減割合 ※1	所得が次の金額以下の世帯	
	改定前 令和7年度	改定後 令和8年度
7割軽減 ※2	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 【変更なし】
5割軽減	43万円+(30万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(31万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+(56万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(57万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)

*1 国民健康保険税は均等割と平等割、後期高齢者医療保険料は均等割が軽減

*2 後期高齢者医療保険料の医療分は、低所得者の負担を軽減する観点から、国の財源措置に基づき、令和8・9年度に限り、7割軽減が7.2割軽減に拡充

⑤納税・納入通知書の郵送時期

令和8年度分の納税・納入通知書を6月中旬に被保険者へ郵送します。

6月は食育月間です

詳細 健康づくり課 ☎(32)6410

食育とは?

さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実現できる力を育むことです。子どもだけでなく大人にも必要な力です。

食育パネル展 今年のテーマは🌞朝ごはんを食べよう🌞

新緑が気持ちいい季節ですね。皆さんの朝は、どんな風に始まっていますか?「忙しくて朝食はパス」なんて方も多いかもしれません。

6月は「食育月間」として、市役所と図書館でパネル展を開催します。会場では、昨年好評だった簡単レシピも配布していますので、ぜひご自由にお持ち帰りください。

忙しい毎日だからこそ、朝ごはんの力を見直すチャンス。皆さんのお越しをお待ちしています♪



▲令和7年の展示の様子

■市役所 1階中央ロビー 6月1日(月)~12日(金)

■中央図書館 5月30日(土)~6月25日(休)